

# まきのハイツ自治会規約

平成17年4月3日改正

(名称および構成)

第1条 この会は、まきのハイツ自治会(以下「会」という)と称し、まきのハイツの全居住者をもって構成する

(事務所)

第2条 この会の事務所は集会所におく

(目的と業務)

第3条 この会は、会員相互の親睦と健康で明るい文化的生活の維持改善を図ることを目的とし、それに必要な業務を行う

(ブロック)

第4条 この会を民主的かつ合理的に行うため、区域を定めてブロックをおく。各棟各階を一ブロックとする

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく

会長	1名	副会長	4名	事務局長	1名
会計	1名	会計監査	1名	運営委員	若干名

(役員の仕事)

第6条 役員は会費を徴収し次の仕事を行う

- (1) 会長は会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は会長を助け、また代理を行う
- (3) 事務局は自治会運営に関する事務を総括する
- (4) 会計は会計事務を行う
- (5) 運営委員は会務を分担する
- (6) 会計監査は会計業務を監査する

(役員の選出)

第7条 役員の選出は次の方式で行う

役員を各階1名選出し(各建物の西の端から順番とする)役員会で役職を互選、総会にて承認を得る。但し、正当な理由があり現役員会で承認されれば、順番をとばすことができる

(役員の任期)

第8条 役員の任期は次期定期総会までとし、原則として毎年4月に改選する。運営委員を除く役員に欠員が生じたときは、運営委員より選出し、その任期は前任者の残りの期間とする

(総会)

第9条 総会は原則として毎年4月に会長が招集する。・・・(定期総会)

会員総数(1戸1会員とする。以下同じ)の4分の1以上からその目的を明示して開催請求のあった場合、若しくは役員会において必要と認めるとき、会長は総会を召集しなければならない。・・・(臨時総会)

- 2 総会は次の事を議決する
  - (1) 会則の制定および改廃
  - (2) 予算および決算
  - (3) 事業および活動計画
  - (4) 役員を選出および承認
  - (5) その他重要な事項
- 3 総会は会員総数の2分の1以上の出席で成立し、(委任状を含む)議事は出席者の過半数で決定する

(役員会)

第10条 役員会(会計監査は含めない。以下同じ)は会長が必要に応じて招集する

- 2 役員会は次のことを執行する
  - (1) 総会で議決された事項の執行
  - (2) 予算案の作成および決算書の作成
  - (3) 総会を開催する期間的余裕がないとき、若しくは開催できないとき役員は役員会で決定することができる。ただし次期総会の承認を得なければならない
- 3 役員会は役員数の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定する

(会計)

第11条 この会の経費は自治会費およびその他の収入をもって当てる

- 2 会費は1戸当たり月額300円とする
- 3 寄付金等の収受については、役員会の承認を得て行うものとする
- 4 会費は毎月末までに納入する

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年の3月31日に終わる

(慶弔)

第13条 慶弔については別に定める

(その他)

第14条 この規約に定めない事項は、役員会の審議の上決定する

(実施日)

第15条 この規約は昭和52年4月1日から実施する

昭和59年4月22日 一部改正

平成17年4月3日 一部改正

## 付 則

まきのハイツ自治会慶弔費の取り扱い(規約第13条に基づく)

- 1 香典 10,000円と 桜 若しくは生花  
(ただし、桜及び生花は10,000円程度とし、まきのハイツ居住者に限る)
- 2 傷病見舞金 3,000円(居住者で1ヵ月以上入院の場合)
- 3 見舞い返しはしない
- 4 居住者の葬儀はご家族の希望を聞いた上で自治会がその手伝いを行うこととする

以上

則